

【答申の概要】 諮問第205号メンタルヘルス研修会に係る文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	メンタルヘルス研修会に係る文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会、平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書のうち研修会ごとの講師の謝金及び旅費並びに会場使用料に係る支出関係書類
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県警察本部長（総務部会計課）
諮問期日	平成27年12月7日
主な論点	謝金、旅費及び会場借上げ料の支払に係る振込先の氏名、住所、銀行口座、振込額等の個人情報該当性等

審査会の結論

本件対象公文書において別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととした決定については、別記4（略）に掲げる部分を開示すべきである。

審査会の判断

（1）本件対象公文書について

処分庁は、別記1（略）の開示請求を受け、精神科医又は心療内科医を講師とする研修等の開催実績の有無及び開催実績があった場合の当該研修会に係る公文書の保有の有無について全所属に対し調査した上で、平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会、平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書として、別記2（略）の本件対象公文書を特定した。

本件対象公文書は、研修会ごとの講師の謝金及び旅費並びに会場使用料に係る支出関係書類である。

（2）非開示情報該当性について

処分庁は、本件対象公文書について別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととしており、諮問庁も当該判断を妥当としていることから、以下、検討する。

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名、印影

支出票等の会計書類に記載された警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が、条例第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示とされている。

当該情報は、処分庁の判断のとおり、特定の個人に関する情報であるから、条例第7条第2号ただし書のいずれかに該当する場合に、開示されることになる。

条例第7条第2号ただし書ウによれば、公務員等の職務の遂行に係る情報については、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行に係る部分は開示すべきだとされているが、警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いため、一律に氏名を開示しないこととされている。

したがって、警察職員は公務員ではあるが、その氏名に係る部分については条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

そこで、条例第7条第2号ただし書ア又はイに該当するか否かが問題となるが、本件対象公文書で非開示とされているのは、警部補（同相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影であ

り、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

イ 講師（個人）の郵便番号、住所、振込先口座、謝金及び旅費に関する情報

講師の謝金や旅費の支出に係る文書に記載された講師の郵便番号、住所、振込先口座、謝金額、旅費額及びそれらを類推させる情報が非開示とされている。

これらの情報は、講師の氏名とともに全体が一体として条例第7条第2号本文前段に規定する講師の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

また、これら一体としての情報のうち、講師の氏名は本件処分において開示されていることから、条例第8条第2項による部分開示の余地はない。

ウ 法人に対する謝金及び会場借上料の振込先口座情報（金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号）

講師謝金に係る支出票に記載された法人Aの口座情報並びに会場使用料に係る支出票及びそれに添付された請求書に記載された法人Bの口座情報が非開示とされている。

諮問庁は、一般的に事業者自身が公にしている情報ではなく公にすることにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、処分庁が非開示としたことは妥当であったと判断している。

法人の口座情報は、本来は、いわゆる内部管理情報として、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる性質のものと考えられるが、他方で、決済等の便宜を考慮して広く公にするという扱いがなされる場合もある。口座情報についてこのような実態があることを考慮すると、具体的に口座情報が、条例第7条第3号に該当するかどうかについては、その利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、当該法人の口座情報の管理状況を踏まえ、内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと判断される場合には、当該情報の開示によって、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあるので、非開示とすべきであるが、口座情報を内部限りに管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられるような場合には、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められないため、開示すべきこととなる。

これを本件についてみると、法人Bの口座情報は、男女共同参画の推進のための拠点として静岡県が設置している公の施設の使用料金の支払先に関するものであり、広く県民等の利用が想定されることから、口座番号等を内部限りに管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられるため、開示すべきである。

他方、法人Aは、全国に複数の営業所を有するものの、民間企業、官公庁等を対象にしたカウンセリングやメンタルヘルス教育などを事業内容とするものであり、不特定多数の者が新規に顧客となり得るのが通例であるような業務態様とはいえ、内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと判断されることから、法人Aの口座情報については、非開示とすることが妥当である。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。